

令和2年11月25日開会

④

令和2年第4回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和 2 年第 4 回茨城県議会定例会議案（第 2 綴）目次

	頁
第175号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	1

条例・その他

第 175 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に、「100 分の 70」を「100 分の 65」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に、「100 分の 70」を「100 分の 65」に、「100 分の 37.5」を「100 分の 32.5」に改める。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 32.5」を「100 分の 35」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 6 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 8 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 9 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年茨城県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 23 号を第 24 号とし、第 9 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 獣医師手当

第 10 条第 3 項中「第 29 条第 4 項」を「次条第 3 項及び第 29 条第 4 項」に改める。

第 12 条を削り、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(獣医師手当)

第 11 条 獣医師手当は、給与条例に定める行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち人事委員会規則で定めるものが、獣医療若しくは試験検査の業務に従事したとき又は公衆衛生、動物の愛護及び管理若しくは家畜衛生に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月 1 月につき次の表のとおりとする。

適用給料表	職務の級の区分	支給額 (単位 円)
行政職給料表	5級以上の職務にある者	5,000
	4級の職務にある者及び3級の職務にある者（主任の職にある者を除く。）	10,000
	3級の職務にある者（主任の職にある者に限る。）	20,000
	2級以下の職務にある者	30,000
研究職給料表	4級以上の職務にある者及び3級の職務にある者（人事委員会規則で定める職にある者に限る。）	5,000
	3級の職務にある者（人事委員会規則で定める職にある者を除く。）	10,000
	2級の職務にある者（主任の職にある者に限る。）	20,000
	2級の職務にある者（主任の職にある者を除く。）及び1級の職務にある者	30,000
医療職給料表（二）	7級の職務にある者及び6級の職務にある者（人事委員会規則で定める職にある者を除く。）	5,000
	6級の職務にある者（人事委員会規則で定める職にある者に限る。）、5級の職務にある者及び4級の職務にある者（主任の職にある者を除く。）	10,000
	4級の職務にある者（主任の職にある者に限る。）及び3級の職務にある者（主任の職にある者に限る。）	20,000
	3級の職務にある者（主任の職にある者を除く。）及び2級以下の職務にある者	30,000

3 短時間勤務職員に対する第1項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額に勤務割合を乗じて得た額とする。

付則第13項中「第11条」を「第12条」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦